

## 平成30年度 第2回庁議要旨

日時：平成30年4月24日（火）

午前9時～午前9時50分

会場：庁議室

### [審議事項]

#### 1 旧飯野川第二小学校跡地（土地・建物）の売払いについて（産業部）

旧飯野川第二小学校跡地は、平成27年4月の閉校以来、遊休財産となっていたが、平成28年4月に、リチウムイオン二次電池の製造技術を有する地元企業から工場として活用できないかとの相談があり、平成29年度第5回庁議において遊休財産の有効活用、新たな企業の立地による産業の振興と雇用の創出に寄与するものとして、企業誘致のために活用する方針が確認されている。

遊休財産となっている小学校跡地（土地・建物）を有効活用し、新たな企業の立地による産業の振興と雇用の創出を図るもの。

##### (1) 主な内容

現在、遊休財産となっている旧飯野川第二小学校跡地（土地・建物）を売り払う。

##### ① 処分財産

###### ア 土地

所在地：石巻市皿貝字宮田7番3及び中島字五三郎172番1

地目：宅地

地積：13,447.55㎡

評価額：63,700,000円

###### イ 建物

構造：鉄筋コンクリート造 2階建て

建築年月：昭和61年3月

建築面積：1,404.93㎡

延床面積：2,027.96㎡

評価額：23,000,000円（消費税及び地方消費税を含めると24,840,000円）

##### ② 売払先

事業者名：株式会社I・D・F

代表者：代表取締役 山本憲一

本社所在地：石巻市中島字新石湊71番地

設立年月日：平成25年3月29日

資本金：60,000千円

事業内容：自動車用シート開発、電池製造

##### ③ 売払先の選定理由

「随意契約により普通財産（土地）を処分する場合の取扱基準」において、石巻市企業立地等促進条例第3条第2号に規定する事業用地のあっせんを行うときは随意契約することができると規定されており、早期復興の実現や集積産業の厚みを増すためにも、高度電子機械産業に

関連する事業者を先導的に誘致する必要があるため、リチウムイオン二次電池の製造技術を有し、多賀城市内でリチウムイオン二次電池の試作を行っている株式会社 I・D・F と随意契約するもの。

(2) 今後の予定

- 平成30年 4月 株式会社 I・D・F と仮契約を締結  
6月 市議会第2回定例会に財産の処分及び売払収入に係る歳入予算案を提案  
株式会社 I・D・F と本契約締結後に所有権移転  
12月 株式会社 I・D・F の工場完成予定  
平成31年 6月 株式会社 I・D・F の工場稼働予定

[報告事項]

1 個人住民税における個人所得課税及びわがまち特例等の見直しについて（財務部）

平成30年度地方税制改正について、「地方税法等の一部を改正する法律」が平成30年4月1日に施行され、給与及び公的年金にかかる所得控除の見直し等が図られるとともに、近年急速に市場が拡大している加熱式たばこの課税方式が見直しされた。また、固定資産税におけるわがまち特例について、特例対象資産の新設により特例措置が拡充された。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

① 石巻市市税条例関係

ア 個人住民税関係

(ア) 個人所得課税の見直し（平成33年度分から適用）

給与所得控除・・・給与所得控除額を10万円引下げ

上限となる給与収入を1,000万円から850万円に引下げ

控除の上限額を220万円から195万円に引下げ

公的年金等控除・・・公的年金等控除額を10万円引下げ

公的年金等収入が1,000万円超の場合、控除の上限額を195.5万円に設定

公的年金等収入以外の所得が1,000万円超の場合、控除額を引下げ

(1,000万円超：10万円引下げ、2,000万円超：20万円引下げ)

基礎控除・・・・・・・・基礎控除額を10万円引上げ

合計所得金額が2,400万円超の納税義務者について、控除額が逡減・消失する仕組みを設ける。

(イ) 特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）へのマイナンバーの記載（平成30年度分から適用）

書面にて送付する場合、当面マイナンバーの記載を行わない。

## イ 市たばこ税関係

### (ア) 紙巻たばこの税率見直し

平成30年10月1日から3段階で引上げ

(1,000本当たり)

|                | 現 行           | 改 正 時 期          |          |                  |                  |
|----------------|---------------|------------------|----------|------------------|------------------|
|                |               | H30.10.1         | H31.10.1 | H32.10.1         | H33.10.1         |
| 市たばこ税<br>(引上額) | 5,262円<br>(－) | 5,692円<br>(430円) | —        | 6,122円<br>(430円) | 6,552円<br>(430円) |

※たばこ税：12,244円（国税：6,122円、県税：860円、市税：5,262円）

※平成30年10月1日から3段階で引上げ。消費税増税時(H31.10.1)は引上げをしない。

### (イ) 紙巻たばこの税率見直し

加熱式たばこは、パイプたばこに分類し、重量1gを紙巻たばこ1本に換算して課税していたが、製品特性を踏まえ新たな課税区分として「加熱式たばこ」を新設し、従来の「重量」の計算方式を見直すとともに、「重量と価格」に応じた課税方式を導入する。

## ウ 固定資産税関係

### (ア) わがまち特例制度における課税標準の特例（廃止1件、追加7件、延長12件）

- ・津波避難施設に係る対象施設等を追加した上、3年間延長
- ・特定再生可能エネルギー発電施設に係る対象施設等を追加した上、2年間延長

### (イ) 平成30年度評価替え（3年に1回）に係る、土地の負担調整措置

- ・現行の仕組みを3年間延長

## ② 石巻市都市計画税条例関係

### ア わがまち特例制度における課税標準の特例（延長1件）

- ・都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が設置する公共施設等を2年間延長

### イ 平成30年度評価替え（3年に1回）に係る、土地の負担調整措置

- ・現行の仕組みを3年間延長

## (2) 今後の予定

平成30年3月31日付けで石巻市市税条例等及び石巻市都市計画税条例の一部改正について専決処分を行っており、次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

## 2 石巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税の適用期限の延長について（財務部）

産業振興と雇用拡大の一環として、「地域再生法」及び「石巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例」の規定に基づき、当該地域において新設・増設した該当資産について、固定資産税の不均一課税を実施しているが、関係省令の一部改正により適用期限が2年間延長された。

関係省令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税の適用期限を2年間延長するもの。

(2) 今後の予定

平成30年3月31日付けで石巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について一部改正の専決処分を行っており、次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

3 国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しについて（健康部）

消費者物価の上昇等の経済動向を踏まえ、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得が見直された。関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

① 課税限度額の見直し

|             | 改正          | 現行          |
|-------------|-------------|-------------|
| 基礎課税額分（医療分） | <u>58万円</u> | <u>54万円</u> |
| 後期高齢者支援金等分  | 19万円        | 19万円        |
| 介護納付金分      | 16万円        | 16万円        |
| 合計          | <u>93万円</u> | <u>89万円</u> |

② 低所得者に係る保険税軽減判定所得の見直し

| 軽減割合 | 改正                         | 現行                       |
|------|----------------------------|--------------------------|
| 7割軽減 | 基礎控除額(33万円)以下              | 基礎控除額(33万円)以下            |
| 5割軽減 | 33万円+ <u>27.5万円</u> ×被保険者数 | 33万円+ <u>27万円</u> ×被保険者数 |
| 2割軽減 | 33万円+ <u>50万円</u> ×被保険者数   | 33万円+ <u>49万円</u> ×被保険者数 |

※1 軽減は、応益分（均等割額、平等割額）の軽減割合

※2 被保険者数には、特定同一世帯所属者数（同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者）を含む。

(2) 今後の予定

平成30年3月31日付けで石巻市国民健康保険税条例について一部改正の専決処分を行っており、次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

4 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置の延長について（健康部）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料については、国の全額の財政支援により、平成29年度まで免除措置を行ってきたところであるが、平成30年度においても、全額の財政支援が延長された。

国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長することにより、被災者の経済的負担の軽減を図るもの。

(1) 主な内容

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を平成31年3月分まで1年間延長する。

【免除措置に係る新旧対照表】

| 区 域      | 所得区分     | 改 正        | 現 行        |
|----------|----------|------------|------------|
| 帰還困難区域等  | —        | 平成31年3月分まで | 平成30年3月分まで |
| 旧避難指示区域等 | 上位所得層を除く |            |            |

※帰還困難区域等：帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3つの区域

※旧避難指示区域等：平成25年度以前に指定が解除された①旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）、平成26年度に指定が解除された②旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された③旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された④旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の4つの区域等

※上位所得層 国保：世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯  
介護：被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

【免除対象者】

国民健康保険税3世帯、介護保険料1人（平成30年3月現在）

(2) 今後の予定

平成30年3月31日付けで東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例及び東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正について専決処分を行っており、次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

5 石巻市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準の見直しについて（健康部）

「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令」が平成30年3月22日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、看護小規模多機能型居宅介護において、診療所からの参入を進めるよう指定基準が緩和された。

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの推進が求められる中で、適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制整備の一つとして、看護小規模多機能型居宅介護への参入機会を増やすもの。

(1) 主な内容

指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格を次のように改める。

① 申請者の資格要件

| 改 正   | 現 行  |
|---|--|
| <p>法人又は病床を有する診療所を開設している者（<u>複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。</u>）とする。ただし、石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定する暴力団員等を除く。</p> | <p>法人（石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定するものを除く。）とする。</p> |

② 市内の対象事業者

1 事業所（平成30年4月1日現在）

(2) 今後の予定

平成30年3月31日付けで石巻市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について一部改正の専決処分を行っており、次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

6 石巻トゥモロービジネスタウンの分譲再開について（産業部）

石巻トゥモロービジネスタウンは、平成26年3月に独立行政法人中小企業基盤整備機構から事業承継された産業用地であるが、未分譲地のほとんどは東日本大震災による応急仮設住宅用地として使用されている。

平成29年度から応急仮設団地の段階的な集約化が進み、平成32年度までに全ての撤去が完了する予定となっている。

東日本大震災で被災又は公共事業により移転を余儀なくされている事業者の受け皿として、また、新たな企業の立地による産業の振興と雇用の創出を図るため、分譲を開始するもの。

(1) 主な内容

① 分譲地：15区画 99,917㎡

第1期（平成30年度分譲開始） 6区画 26,989㎡

第2期（平成31年度分譲予定） 6区画 51,271㎡

第3期（平成32年度分譲予定） 3区画 21,657㎡

② 募集概要（第1期）※第2期以降は仮設住宅解消状況により公募を行う。

公募期間：平成30年5月7日～31日

用途地域：準工業地域、建ぺい率：60%以下、容積率：200%以下

地区計画：南境業務拠点地区計画にて建築物の用途及び壁面の位置等の制限

環境形成ガイドライン：良好な環境形成とその維持を図るため、環境形成協定を締結

ア 条件

- ・優先分譲：公共事業移転（市内事業）、既立地事業者の隣接区画追加分譲  
※区画単位で分譲及び賃借希望者が競合の場合は、分譲希望者を優先
- ・募集業種：地区計画に合致する業種及び騒音・振動等により環境の悪化を及ぼさないもの
- ・取得方法：分譲または賃貸借

イ 契約・土地の引渡し等

- ・分譲契約：譲受予定者と売買契約を締結。ただし、予定価格2,000万円以上かつ面積が1件5,000㎡を超える土地の契約は、議会の議決を要する。
- ・賃貸借契約：借地借家法（平成3年法律第90号）第22条（定期借地権）又は第23条（事業用定期借地権等）第2項に規定する借地権を設定

(2) 今後の予定

平成30年5月 公募開始

石巻トゥモロービジネスタウン応急仮設住宅用地の一部返還

6月 分譲予定者決定及び契約

市議会第2回定例会に財産の処分について提案

7月 土地引渡し

[その他]

- ・平成29年度に実施した休日（第1・第3日曜日）窓口開庁の実績（生活環境部）
- ・三陸復興国立公園「石巻・川のビジターセンター」について（北上総合支所）

以 上